

単位の授与・進級判定要領

(1) 単位の授与 (学則第 27 条)

- ・ 授業科目の単位の授与は、単位認定試験、出席状況その他を総合的に勘案して行う。
- ①各科目において3分の2以上出席していること。
3分の2以上の出席とは、それに相当する授業時間の出席が求められます。
例えば、15回構成の授業の3分の2は、10回となり90分(90分×10回)以上の出席が必要となります。
- ②各科目において単位認定成績評価得点がそれぞれ60点以上であること。
- ③授業料を滞納していないこと。

(2) 進級認定 (学則第 28 条)

- ①当該学年において単位を授与された者
- ②年間を通じて「1.単位の授与①～③」の条件の内、いずれか一つでも満たしていない者は教務会(進級判定)の議を経て、その取り扱いは校長が行う。

(3) 仮進級

- ・ 1学年及び2学年において、成績不良による単位未修得科目が原則3科目以内の場合、教務会(進級判定)の議を経て校長が条件を付して仮進級を認めることがある。
但し、欠席超過による単位未修得の場合は、原則として仮進級を認めない。

(4) 原級留置

- ①原級留置は、それぞれの学年において、教務会(進級判定又は卒業認定)の議を経て校長が決定する。
- ②原級留置者は以下の条件を満たさなければ卒業出来ない。
 - ・ 出席に関しては「1.単位の授与①」の条件を満たすこと。
 - ・ 未修得科目については「1.単位の授与」の条件を満たすこと。
- ③原級留置決定後の履修教科及び学費については、「原級留置学年の履修教科と学費にかかわる規程」のとおりとする。
- ④3学年次終了時の原級留置については、「卒業認定要項」のとおりとする。
- ⑤当該学年の進級に必要な所定の単位を全て取得した者は、自主的に進級を辞退することは出来ない。ただし、仮進級扱いとなった者は、自主的に原級に留まり再度同一学年全教科を履修する希望を記述した書類を提出できる。これについては、学校所定の自主留年願書類を提出し教務会の議を経て校長が決定する。

※注意：カリキュラム変更等の事情により許可できない場合もある。